○内閣府告示第六十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　栃木県及び鹿沼市

二　地域再生計画の名称　伝統ある地場産業を活かした安全安心まちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　鹿沼市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第六十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　栃木県及び日光市

二　地域再生計画の名称　自然と歴史と産業が響きあう郷づくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　日光市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第七十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　小山市

二　地域再生計画の名称　「夢　大地　きらめき笑顔みんなでつくるふるさと小山」自然環境再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　小山市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第七十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　栃木県芳賀郡茂木町

二　地域再生計画の名称　農商工連携、六次産業化による地域活性化と新たな雇用の創出

三　地域再生計画の区域の範囲　栃木県芳賀郡茂木町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第七十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　栃木県下都賀郡壬生町

二　地域再生計画の名称　壬生町第二次「清流くろかわ」再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　栃木県下都賀郡壬生町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第七十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　渋川市

二　地域再生計画の名称　渋川市「蛍の舞うまちづくり（第二期）」再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　渋川市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第七十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　群馬県吾妻郡長野原町

二　地域再生計画の名称　長野原町「豊かな自然と快適な住環境」再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　群馬県吾妻郡長野原町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第七十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　群馬県利根郡川場村

二　地域再生計画の名称　川場村「自然あふれる」むら環境計画

三　地域再生計画の区域の範囲　群馬県利根郡川場村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第七十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　群馬県利根郡みなかみ町

二　地域再生計画の名称　「森を育み生命を運ぶ、利根川源流の町」みなかみ町第二次再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　群馬県利根郡みなかみ町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第七十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　群馬県邑楽郡大泉町

二　地域再生計画の名称　大泉町「快適で住みよい生活環境づくり」第二期計画

三　地域再生計画の区域の範囲　群馬県邑楽郡大泉町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）